

第5回 森林・林業基本政策検討委員会 資料

目 次

I. 今後の森林づくりの姿について

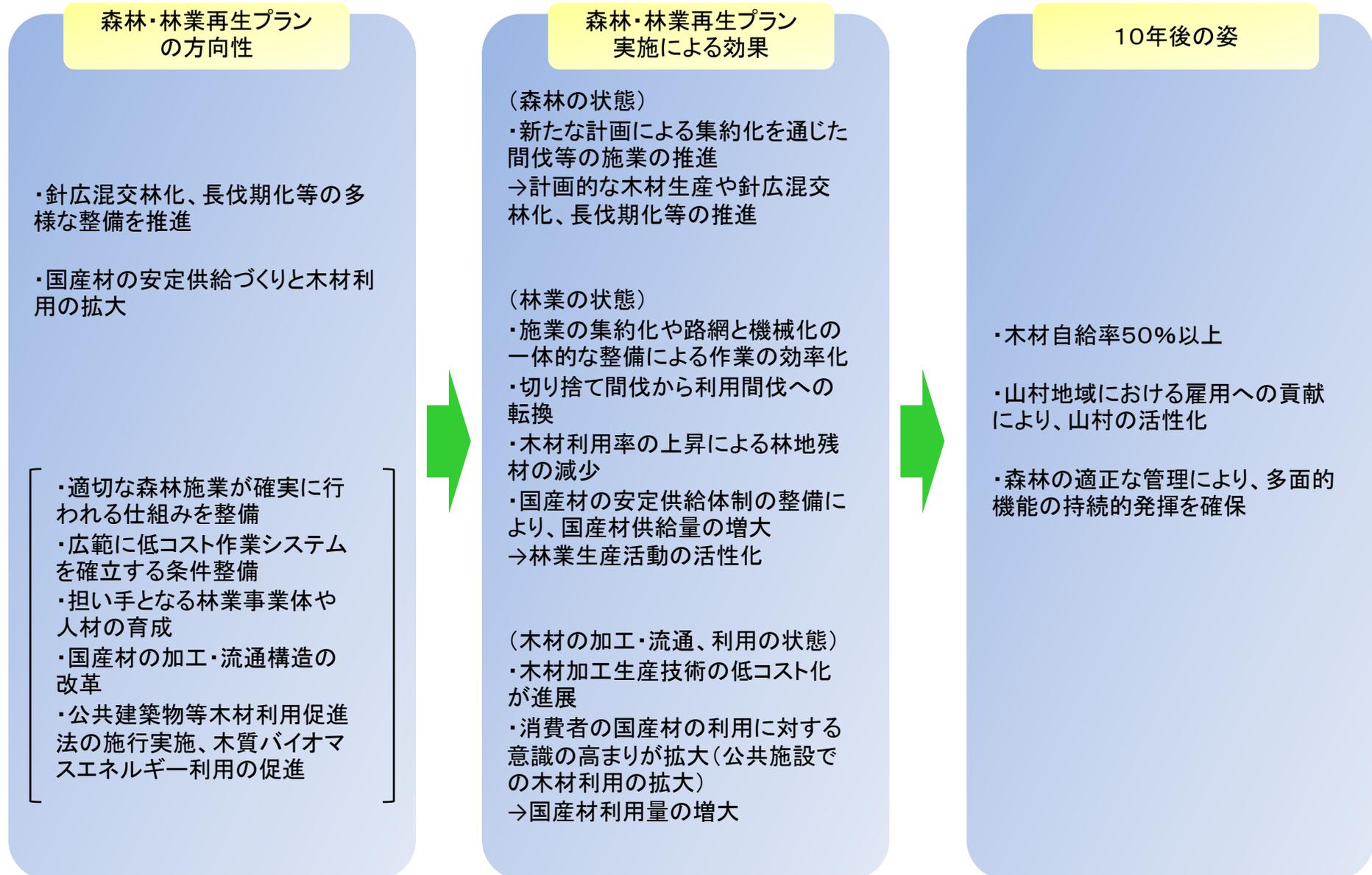
II. 補助金・予算の見直しについて

III. 木材利用の拡大に向けた制度等について

IV. 森林・林業基本政策検討委員会の中間とりまとめのポイント

I. 今後の森林づくりの姿について

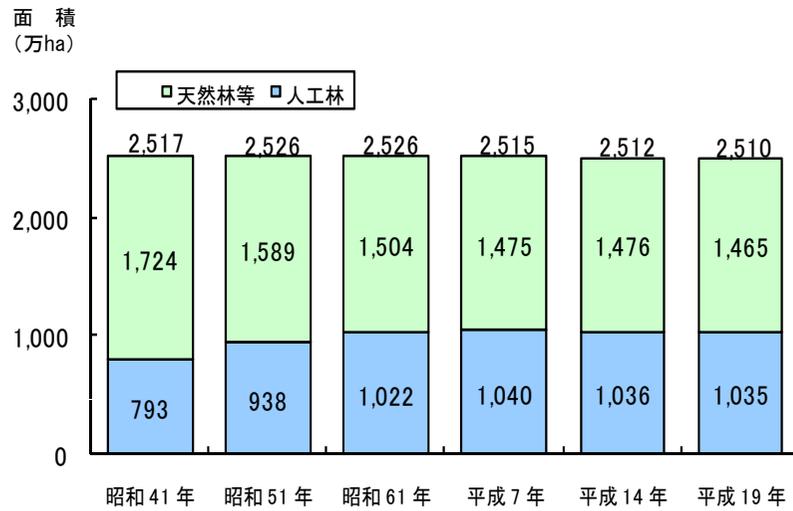
1. 森林・林業再生プランで示されたシナリオ



2. 我が国の森林の現況

- 我が国の森林面積は、ここ40年2,500万haで推移。
- 一方、蓄積は戦後造成した1,000万haの人工林を中心に約2倍に増加。

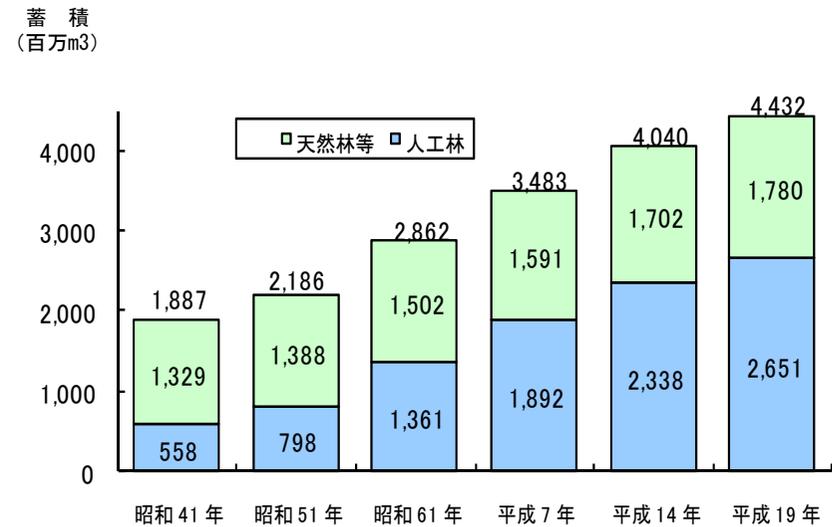
我が国の森林資源の推移



資料: 林野庁業務資料

注: 1) 各年の3月31日現在の数値である。

2) 四捨五入の関係で、総数と内訳の計は必ずしも一致しない。



資料: 林野庁業務資料

注: 1) 各年の3月31日現在の数値である。

2) 四捨五入の関係で、総数と内訳の計は必ずしも一致しない。

3. 森林の有する機能と期待される役割について

○ 森林は、国土の保全、水源のかん養、環境の保全、地球温暖化防止、生物多様性をはじめ、様々な機能を有しており、国民の森林に対する要請は多様化、高度化。

森林が有する機能

日本学術会議答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(2001)によると、森林の有する多面的機能は以下のように分類される。

(1) 生物多様性保全機能

遺伝子の保全、生物種保全、生態系の保全を意味し、従来の鳥獣保護や天然記念物の保護、あるいは野生動植物の保護を含む、森林の本性である生物性そのものにかかわる概念

(2) 地球環境保全機能

炭素循環や水循環を通して地球規模で自然環境を調節する、二酸化炭素の吸収と放出、蒸発散作用といった物理的な機能

(3) 土砂災害防止機能/土壌保全機能

表層土の移動にかかわる地球環境の構成要素として森林が発揮する物理的な機能

(4) 水源涵養機能

洪水の緩和や水質の浄化など、森林が水循環に関わる地球環境の構成要素として発揮する物理的な機能

(5) 快適環境形成機能

大気浄化や気温の緩和など、都市での騒音防止やアメニティー維持といった生活の向上に必要な物理的な機能

(6) 保健・レクリエーション機能

森林空間の物理的特性や森林の視覚的特徴、森林の科学性により、個人の肉体的、精神的向上にかかわる機能

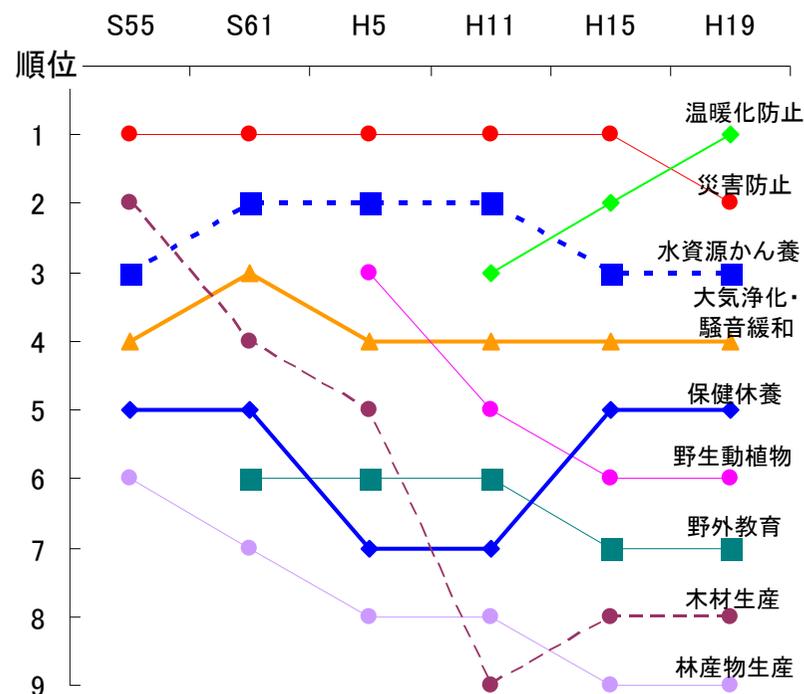
(7) 文化機能

かつての森の民・日本人の歴史性・民族性・地域性にかかわり、人々(個人、民族)の精神的、文化的、あるいは知的向上を促す機能

(8) 物質生産機能

森林の利用に関わる主に経済的な機能であり、他の機能とはトレードオフの関係となる可能性となる機能

森林に期待する役割の変化



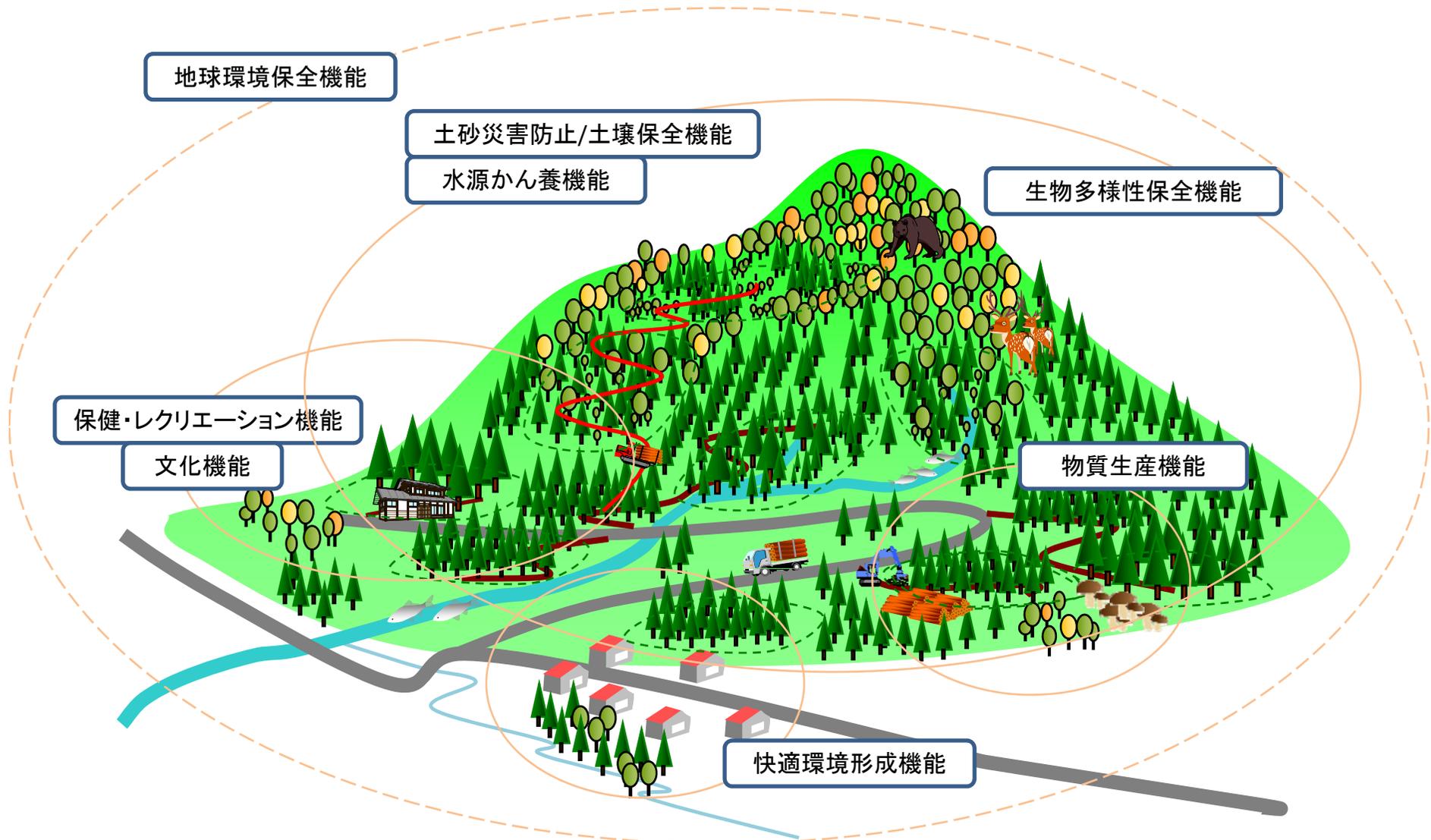
資料: 総理府「森林・林業に関する世論調査」(昭和55年)、「みどりと木に関する世論調査」(昭和61年)、「森林とみどりに関する世論調査」(平成5年)、「森林と生活に関する世論調査」(平成11年)、内閣府「森林と生活に関する世論調査」(平成15年、平成19年)

注: 1) 回答は、選択肢の中から3つを選ぶ複数回答である。

2) 選択肢は、特になし、わからない、その他を除き記載している。

4. 森林の多面的機能の発揮に向けた考え方

- ・ 森林の多面的機能の持続的発揮を確保していくためには、それぞれの森林について求められる機能に応じた整備を進めていくことが必要
- ・ しかしながら、我が国の森林には、多くの場合、高度に発揮すべき機能が併存
- ・ このため、自然条件や地域のニーズ等に応じ、重視すべき機能を考慮



5. 森林の有する機能ごとの整備の考え方

水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

土砂災害防止機能 /土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が差し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

生物多様性保全機能

伐採や自然災害等により森林生態系が時間軸を通して常に変化しながらも、一定の面的広がりにおいてその土地固有の自然条件、立地条件下に適した様々な植生のタイプが存在し、地域の生物相の維持に必要な様々な遷移段階の森林が種及び遺伝子の保存庫としてバランスよく配置される森林

快適環境形成機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が強い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

保健・レクリエーション機能 文化機能

街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

物質生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

地球環境保全機能

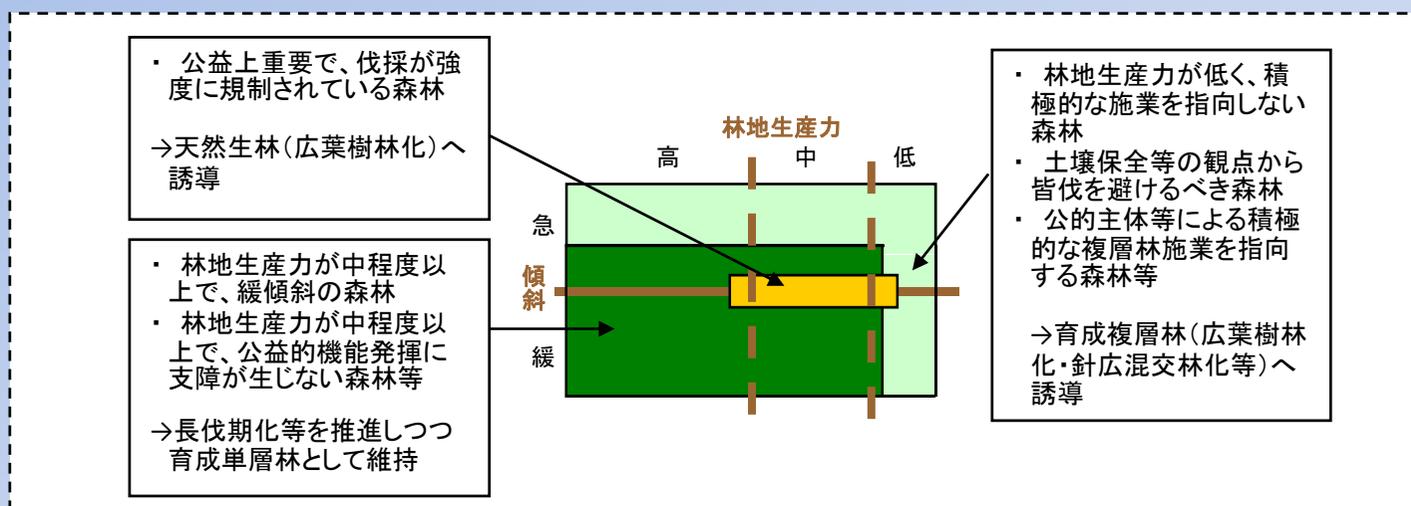
二酸化炭素の吸収と放出、蒸発散作用といった森林本来の働きが、適切な整備等により保たれている森林

6. 人工林の誘導の考え方

基本的な考え方

● 人工林の誘導の考え方を次のように設定

- ・ 育成単層林として維持する森林については、長伐期化を推進しつつ、公益的機能の発揮に支障のない範囲でモザイク状の森林配置を指向
- ・ 林地生産力の低い森林や特に生物多様性保全等の機能の発揮を期待する森林は、針広混交林化・広葉樹林化等(育成複層林施業)を推進
- ・ 法令等により伐採が強度に規制されている森林については、天然力を活用した施業に移行しつつ、広葉樹林化(天然生林施業)を推進



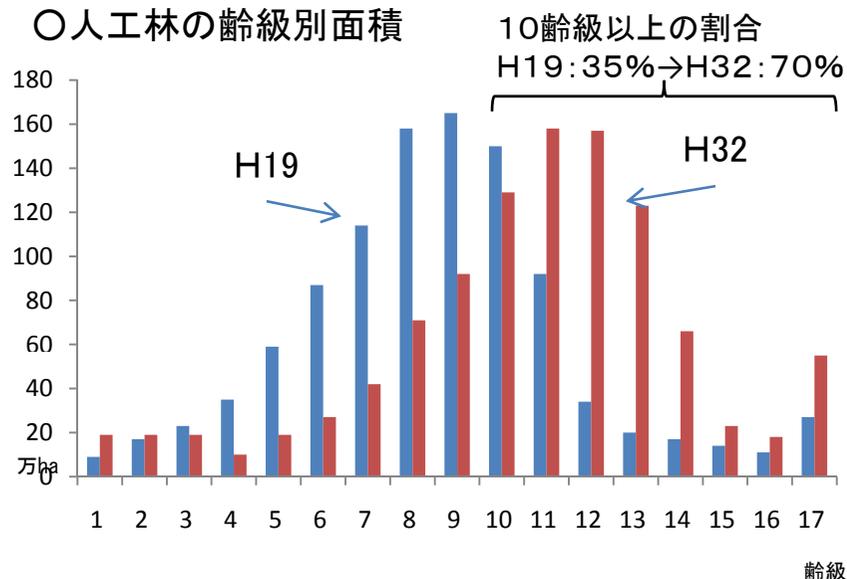
注1: 林地生産力は、樹木の平均成長量を基に高(8m³/年以上)、中(5~8m³/年)、低(5m³/年未満)と区分した。

注2: 傾斜は、高性能林業機械の導入による作業の効率性や土壌保全等の公益的機能発揮の観点から斜度の基準として緩(20度未満)、急(20度以上)と区分した。

7. 人工林誘導の将来イメージ

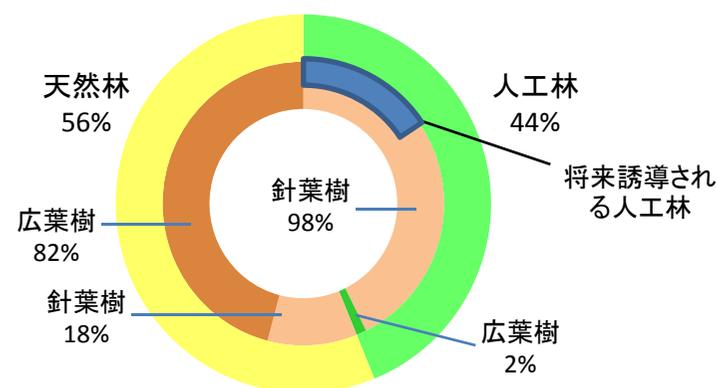
- 人工林資源はH32年までの間にますます充実し、現状のまま推移した場合、高齢級の人工林の割合は7割にまで増加
- 人工林のうち、長伐期化等を推進しつつ育成単層林として維持すべき森林については、路網の整備や集約化を進め、効率的な利用間伐等により木材自給率50%以上の達成に貢献
- 人工林の一部については、特に公益的機能の発揮を期待する森林として、針広混交林化・広葉樹林化等（育成複層林）を指向し、セーフティーネット等も活用しつつ、当面、間伐等を計画的に推進
- 特に国有林にあつては、多面的機能のより一層の発揮を図るため、必要により民有林と連携した集約化を進めつつ多様な森林づくりを積極的に推進。

○人工林の齢級別面積



資料：林野庁業務資料
注：各年とも3月31日時点の数値（H32は試算）である。

○ 森林面積に占める針葉樹・広葉樹の割合



資料：林野庁業務資料
注：1) 森林法第5条及び第7条の2に基づく森林計画の対象となる立木地の面積である。
2) 平成19年3月31日現在の数値である。
3) 針葉樹・広葉樹の割合は、人工林・天然林それぞれに占める割合である。

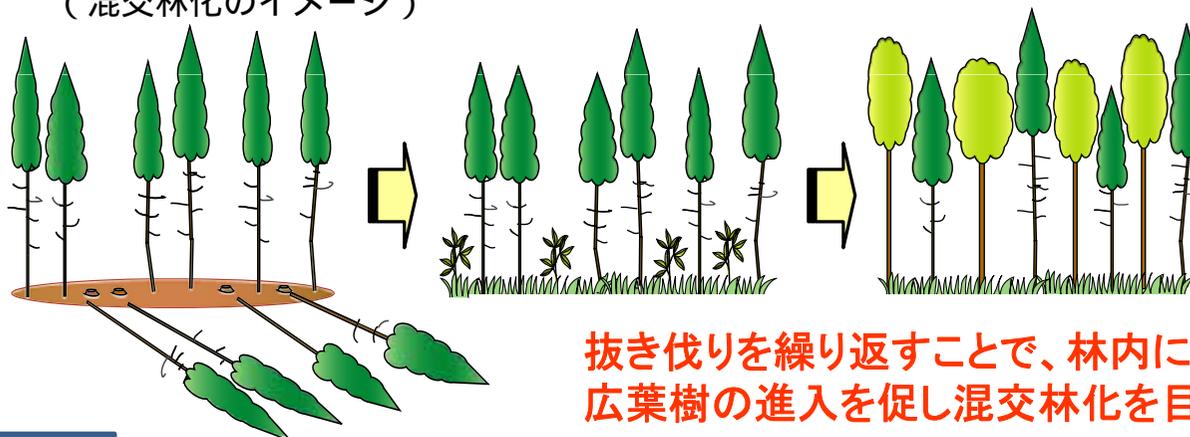
8. 針広混交林化・広葉樹林化の考え方について

- 針葉樹一斉人工林を抜き伐りし、その跡地に広葉樹を天然更新等により生育させ、針葉樹と広葉樹を混在させる

針広混交林：広葉樹25%以上75%未満

広葉樹林：広葉樹75%以上

(混交林化のイメージ)



抜き伐りを繰り返すことで、林内に光を入れ
広葉樹の進入を促し混交林化を目指す

◎ メリット

- ・継続的な樹冠の維持による林地の裸地化の防止
- ・多様な樹種構成による生物多様性の向上
- ・天然力の活用による育林コストの抑制

▲ 誘導に当たり経営上判断すべき事項

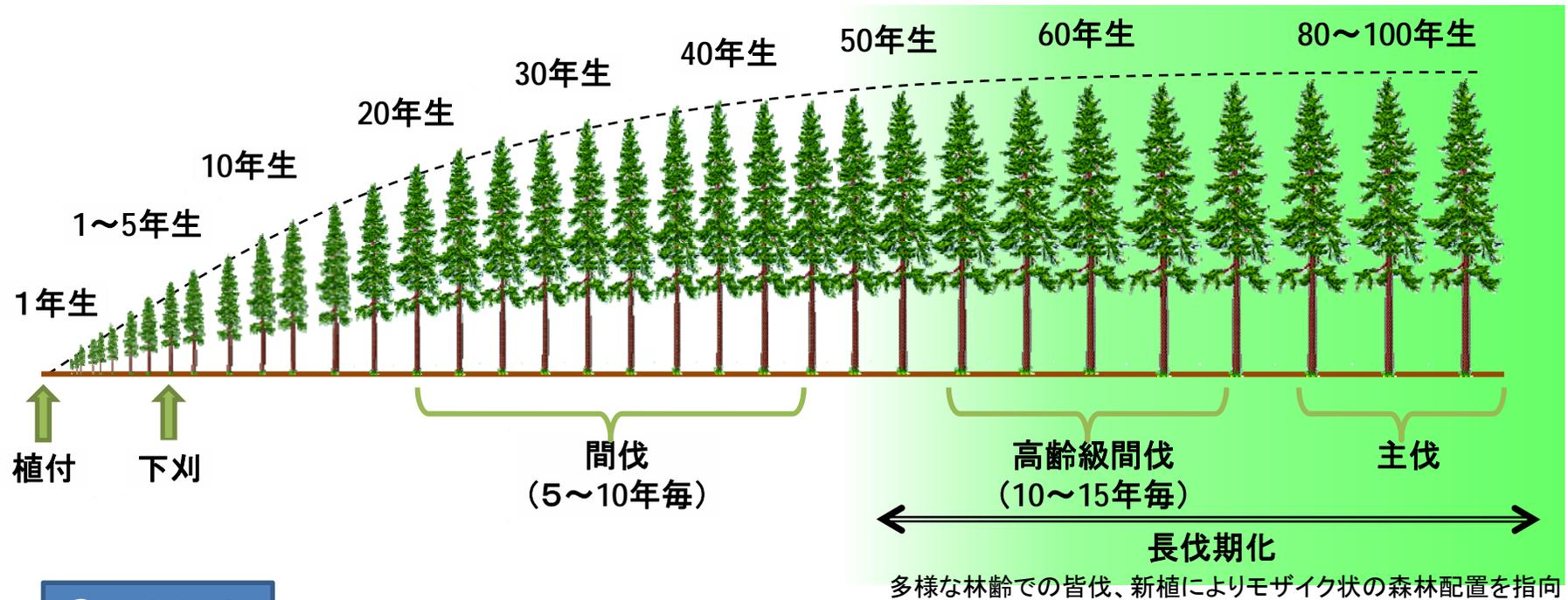
- ・特に、下層木(広葉樹)に対する安定的、継続的な木材生産の期待度 低

▲ 留意事項

- ・天然更新の技術開発・普及を積極的に行う必要
- ・適地に制約があり、母樹や下層植生を精査する必要

9. 長伐期化の考え方について

- 従来の単層林施業(40~50年で主伐)に比べ、おおむね2倍に相当する林齢まで森林を育成し主伐を行う



◎ メリット

- ・長期的な樹冠の維持による林地の裸地化の頻度の低下
- ・大径材の生産と歩留まりの向上
- ・造林機会の減による施業コストの抑制
- ・高齢級間伐による出材コントロール

▲ 誘導に当たり経営上判断すべき事項

- ・主林木の投資資本回収までが長期化

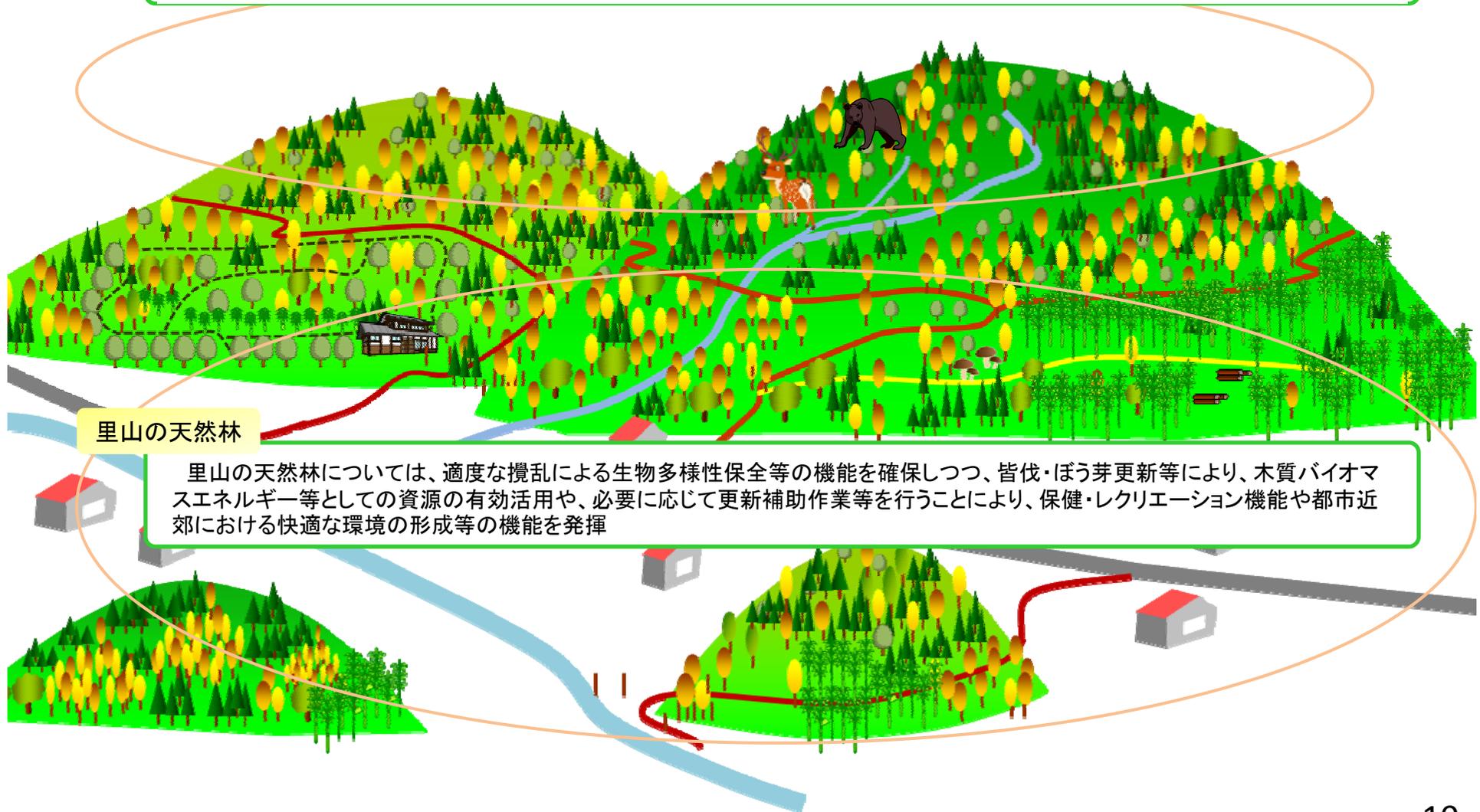
▲ 留意事項

- ・一時的に裸地化(従来の施業より頻度は少ない)
- ・大径材の価値を最大限に発揮させる用途が未確立

10. 天然林の整備について

奥山の天然林

優れた自然環境を有する原生的な森林については維持保存を図り、生物多様性保全をはじめとした各種機能を発揮
それ以外の奥山の天然林については、必要に応じて更新補助作業等を行い、水源涵養機能、土砂災害防止機能/土壌保全機能の発揮を図るとともに、森林全体としての生物多様性保全、択伐による多様な木材生産等の機能を発揮



里山の天然林

里山の天然林については、適度な攪乱による生物多様性保全等の機能を確保しつつ、皆伐・ぼう芽更新等により、木質バイオマスエネルギー等としての資源の有効活用や、必要に応じて更新補助作業等を行うことにより、保健・レクリエーション機能や都市近郊における快適な環境の形成等の機能を発揮

11. 生物多様性の保全について

生物多様性条約 第10回締約国会議(COP10)

■開催期間

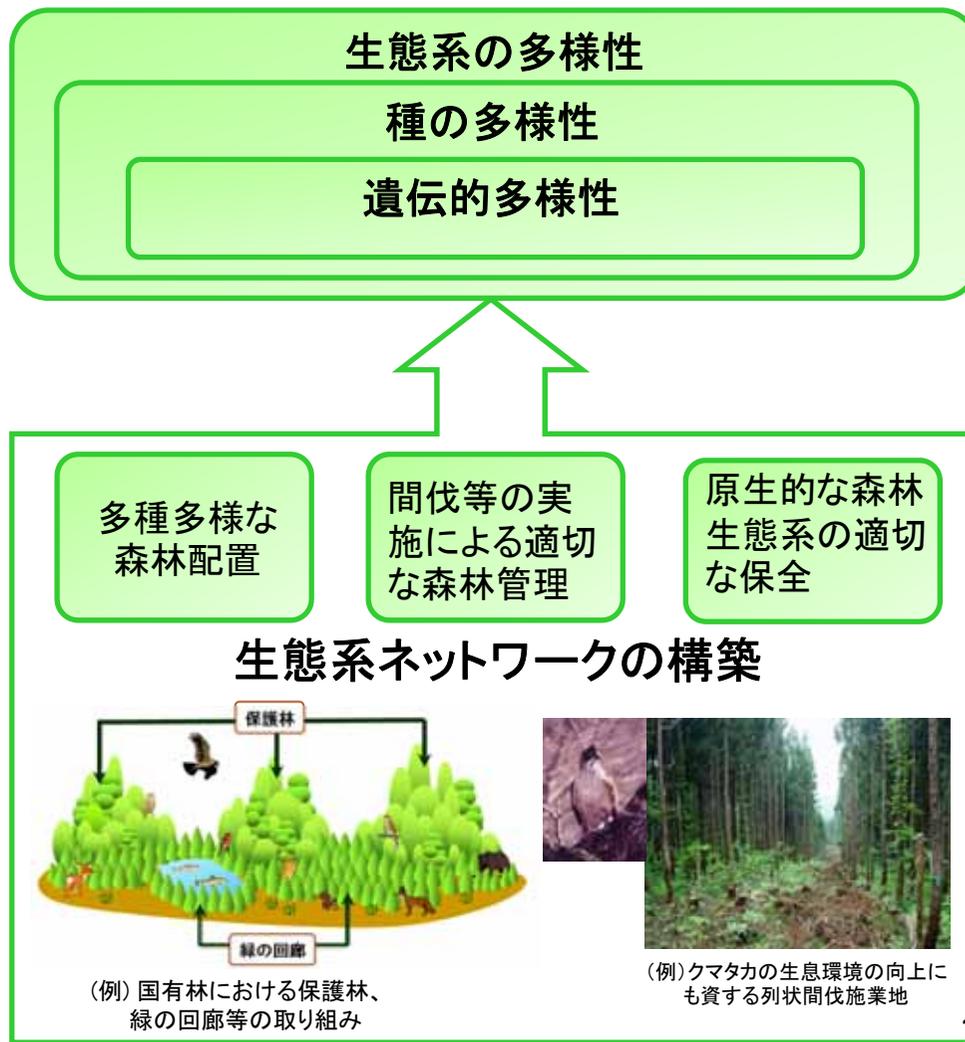
2010年10月18日～29日の期間、名古屋にて開催。日本は議長国であり約8千人の参加者を想定。また、2010年は、国際生物多様性年。

■条約目的

- ①生物多様性の保全
- ②生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ③遺伝子資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

条約発効1993年、締約国193ヶ国、条約事務局はカナダ・モントリオール。

生態系・種・遺伝的多様性を総合的に考慮し、生物多様性の保全と利用の適切なバランスに努めながら森林の整備・保全を推進



12. 生物多様性の保全に向けた多様な森林の整備・保全の推進

(多様な森林タイプの空間配置)



II. 補助金・予算の見直しについて

- 10年後の木材自給率50%以上に向けて、森林整備、人材育成などについての施策の着実に実施していくため、補助事業の重点化など補助金・予算を見直し。

○ 補助事業の種類が多く、事業毎にメニューや採択要件が異なり、複雑で分かりにくい。

○ 森林整備については、間伐等の個々の施業実施に対して広く助成。

一方で、補助金の手続きについては

補助金の財源は国民の税金



補助金の目的に従って
公正かつ効率的に使用する責務

補助金の交付に当たっては、事業の目的・内容が適正であるかなど、**厳格な審査手続き**が必要

一般的な手続きの流れのイメージ

①補助金の目的に即して事業計画を作成・申請、②事業計画の承認、③補助金の交付申請、④補助金交付決定、⑤事業実行、⑥実績報告、⑦補助金額の確定

見直しの方向性

補助事業を重点化・簡素化して、手続事務の負担軽減を図り、限られた財源を効率的に活用

- 森林計画制度の見直しなど、今回の改革に併せて、
 - ・ 事業の種類を見直し、大幅に簡素化
 - ・ 森林整備については、施業集約化に取り組む経営主体が行う施業に限定
 - ・ 加速度的に路網整備を推進
 - ・ フォレスター、森林施業プランナー、路網作設オペレーター等の人材育成を推進することを検討。

- 森林の発揮する多面的機能は地域にとどまらず、国民全体の福祉の向上に資することから、森林を適切に整備することは国の責務。
- 国際公約である二酸化炭素削減目標の達成に必要な森林吸収源確保の面でも、森林整備に対する支援は国の責務。

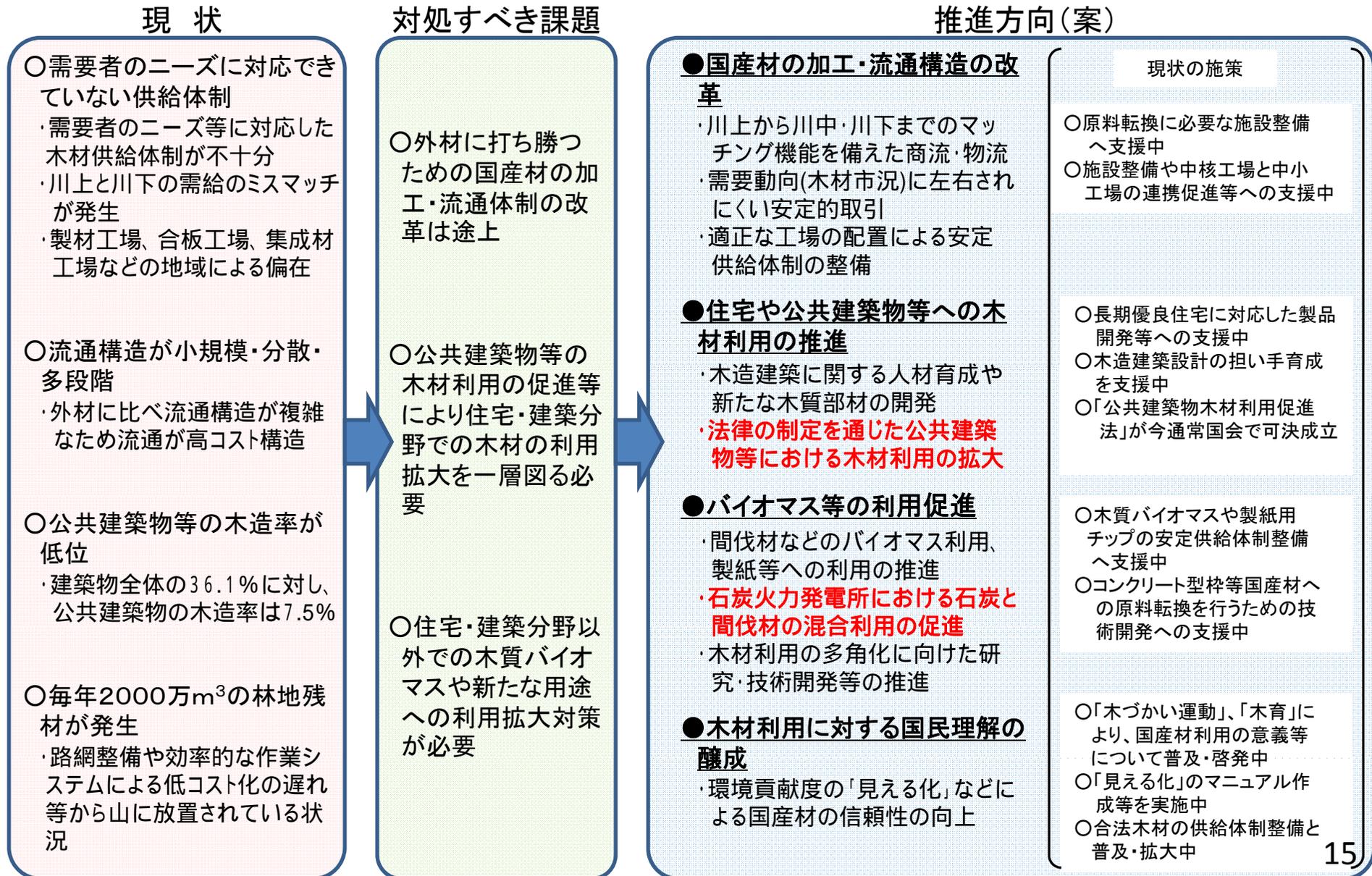
(参考) 森林整備関係の主な事業

事業名		事業内容
森林環境保全整備事業		
育成林整備事業		・植栽、間伐等の森林施業とこれに必要な路網整備
機能回復整備事業	保全松林緊急保護整備事業	・松くい虫被害を防止するための周辺松林の樹種転換、被害木の伐倒処理等
	被害地等森林整備事業	・被害森林における復旧造林等
	森林災害等復旧林道開設事業	・松くい虫被害や火災、気象害等による被害森林の復旧のための林道の整備
美しい森林づくり基盤整備交付金		・森林吸収量3.8%の確保に向けた「特定間伐等促進計画」を策定した市町村に対して、国からの直接交付により造林、間伐等を実施
農山漁村地域整備交付金		・自治体が農山漁村地域のニーズにあった計画を自ら策定し、農業農村、森林、水産の各分野における公共事業を自由に選択し、総合的、一体的な整備を実施(※森林整備関係は、路網整備、県有林の間伐等が対象)
森林・林業・木材産業づくり交付金		・作業道の開設、林業機械の導入、木材加工施設、林業担い手等の育成確保など森林の整備・保全の推進、林業の持続的かつ健全な発展、木材産業の健全な発展と木材利用の推進について支援

Ⅲ. 木材利用の拡大に向けた制度等について

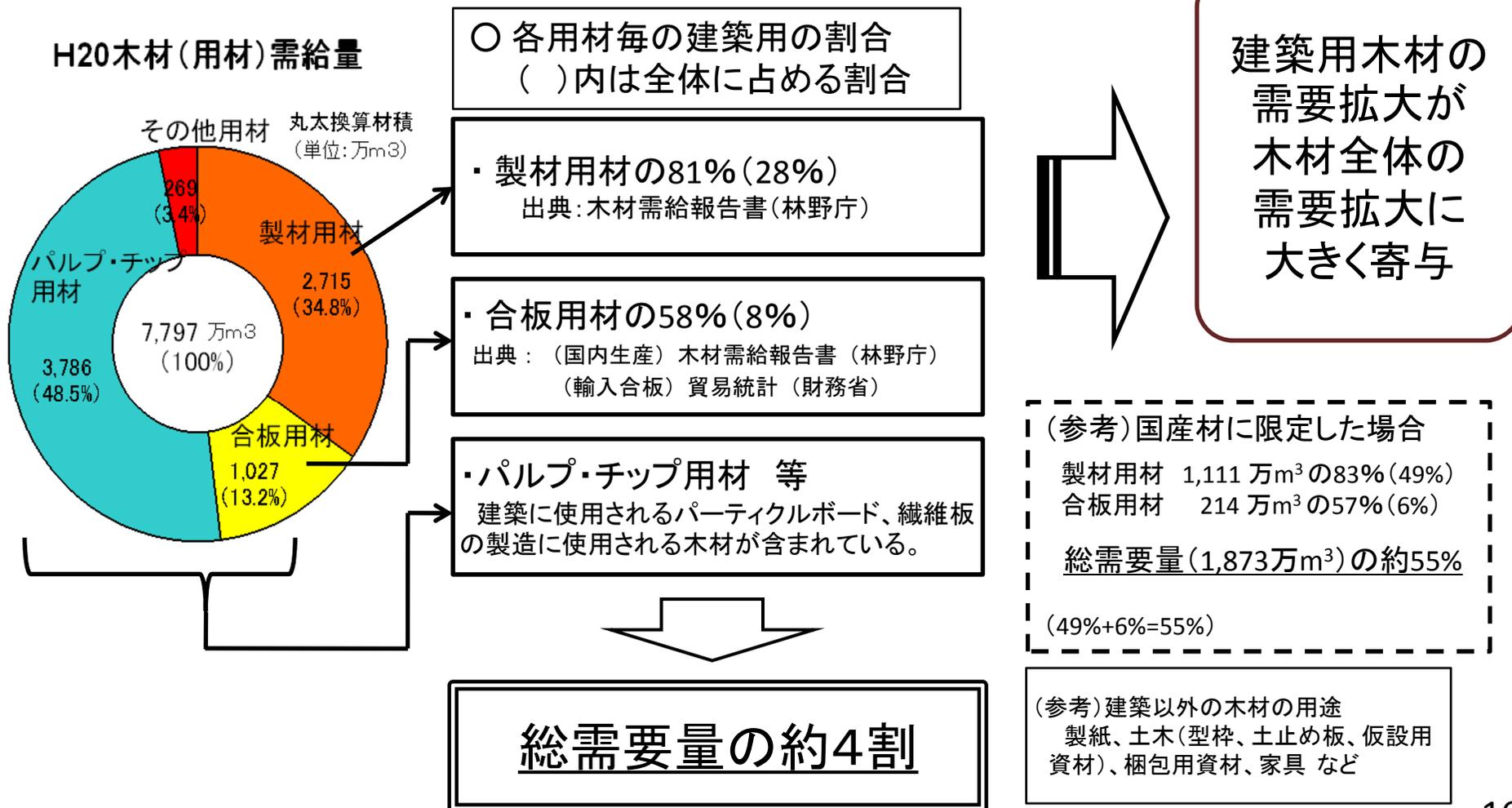
1. 国産材の加工・流通・利用段階における課題と推進方向(案)の中で**制度に関する事項**

(第1回 国産材の加工・流通・利用検討委員会 配付資料より)



3. 木材需要に占める建築用材の位置づけ

- 木材の各用途に占める建築用材の割合の合計：約4割
- その他の木材の用途に比べ、需要拡大の余地が大きい。



4. 公共建築物等の木造化の現状

- 建築物全体の木造率は36%。
- これに比べて、公共建築物等における木造率は7.5%と低い。需要拡大の余地が大きい。
- 公共建築物は多数の市民が利用することから、これを木造化することで、一般への波及効果を期待。

	新築・増築・改築に係る床面積の合計 (万㎡)	うち、木造のもの の床面積の合計 (万㎡)	木造率 (%)
建築物全体※	15,139	5,467	36.1
公共建築物等 (国、地方公共団体、民間事業者が整備する学校、老人ホーム、病院等の建築物)	1,479	111	7.5

※住宅を含む。

(注1)床面積の合計は、農林水産省において試算したものである。

(注2)木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)が木造のものである。

資料:建築着工統計(平成20年度)

5. 公共建築物等における木材利用の促進に関する法律のスキーム

＜農林水産大臣・国土交通大臣による基本方針の策定＞

具体的なターゲットと国自らの目標の設定（率先垂範）

低層の公共建築物については原則として全て木造化を図る

木材利用促進のための支援措置の整備

＜法律による措置＞

- 公共建築物に適した木材を供給するための施設整備等の計画を農林水産大臣が認定
- 認定を受けた計画に従って行う取組に対して、林業・木材産業改善資金の特例等を措置

＜木造化基準の整備＞

- 本法律の制定を受けて、官庁営繕基準について木造建築物に係る技術基準を整備
- 整備後は地方公共団体へ積極的に普及

＜予算による支援＞

- 品質・性能の確かな木材製品を供給するための木材加工施設等の整備への支援
- 展示効果やシンボル性の高い木造公共建築物の整備等を支援

等

具体的・効果的に木材利用の拡大を促進

- ・ 公共建築物における木材利用拡大（直接的効果）
- ・ 一般建築物における木材利用の促進（波及効果）

林業・木材産業の活性化と森林の適正な整備・保全の推進

6. 建築物の規模による制限

◎ 大規模の建築物の主要構造部

大規模建築物の防火のための構造制限には面積制限(建築基準法第21条第2項)と高さ制限(建築基準法第21条第1項)がある。高さ13m以下かつ9m以下で延べ面積が3,000㎡以下であれば防火のための構造の制限はない。

高さ、軒高	階数	
13m、9m超	4～	耐火建築物
	3	①1時間準耐火の措置等
	2	①1時間準耐火の措置等 又は ②30分の加熱に耐える措置等
13m、9m以下	1	木造が可能
		延べ面積(㎡) 3,000㎡ ²

※ 都市部における防火地域や準防火地域等においては、異なる延べ面積等の基準が適用される。

本法案のターゲットである低層とは

→耐火建築物が求められない建築物の範囲のこと

庁舎・職員宿舎・・・3階以下
それ以外の建築物・・・2階以下

これら建築物の範囲において
木造化を推進

※ 一定の延べ面積以上の官庁施設、2階に居室等がある老人ホーム、保育所などでは2階以下でも耐火建築物が求められる場合もある。

※ 木造化ができない場合であっても、全ての公共建築物等において内装等の木材利用を推進

【耐火建築物のイメージ】 通常の火災が終了するまで倒壊や延焼を防止する性能を有する建築物

【準耐火建築物のイメージ】 通常の火災による延焼を抑制する性能を有する建築物

7. 文部科学省と林野庁が連携して学校施設整備における木材利用を推進

- 平成11年度より、「木材を活用した学校施設づくり講習会」を文科省主催、林野庁後援により開催。学校施設における木材の活用にかかる、文部科学省や林野庁の施策や、各地域での取組を紹介。
- 平成14年度より、環境を考慮した学校施設(エコスクール)のパイロット・モデル事業のうち、「木材利用型」について、文部科学省と林野庁が連携して支援を実施。
- 平成21年度に、「学校の木造設計等を考える研究会」を、文部科学省と林野庁とで共催。平成22年5月に、研究会報告書(こうやって作る木の学校～木材利用の進め方のポイント、工夫事例～)を公表する予定。

文部科学省と林野庁が連携した学校整備における木材利用推進のための取組の例

木材を活用した学校づくり講習会 (文部科学省主催・林野庁後援)

平成11年度より実施。学校整備における木材の活用にかかる、文科省や林野庁の施策や、各地域での取組を紹介。

平成21年度は、3地区において実施。

- ・佐賀:木の学校づくり 意義・課題と進め方
- ・愛媛:木造校舎の耐震診断・耐震補強
- ・秋田:地域産木材を学校建築に使う意味と効果



エコスクールパイロット・モデル事業 (文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省連携)

環境を考慮した学校施設(エコスクール)のパイロット・モデル事業のうち、「木材利用型」について、平成14年より文科省と林野庁が連携して支援を実施。

本年度においても、林野庁においては、森林・林業・木材産業づくり交付金により、支援を実施。文部科学省においては、公立学校施設整備費により、支援を実施。



学校の木造設計等を考える研究会 (文部科学省・林野庁共催)

地方公共団体や設計者等が、学校施設における木材利用に取り組みやすくするための方策について、平成21年度7月より検討。

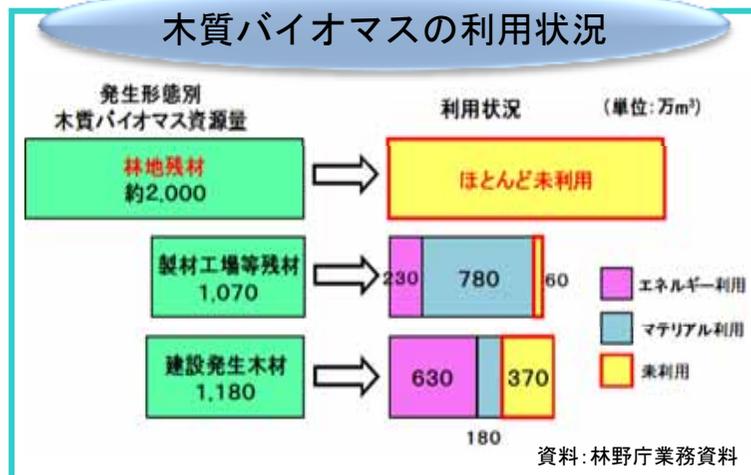
検討会の成果として、「こうやって作る木の学校～木材利用の進め方のポイント、工夫事例～」を平成22年5月に公表予定。

(報告書の概要)

- 木材利用の意義と効果
 - ・教育的効果の向上や地球環境への配慮等
- 木材利用を進めやすくするための方策
 - ・タイプ別木造化事例(市町村有林の材の活用や地域の流通材の活用)、木質内装か事例、コスト抑制の工夫の事例等

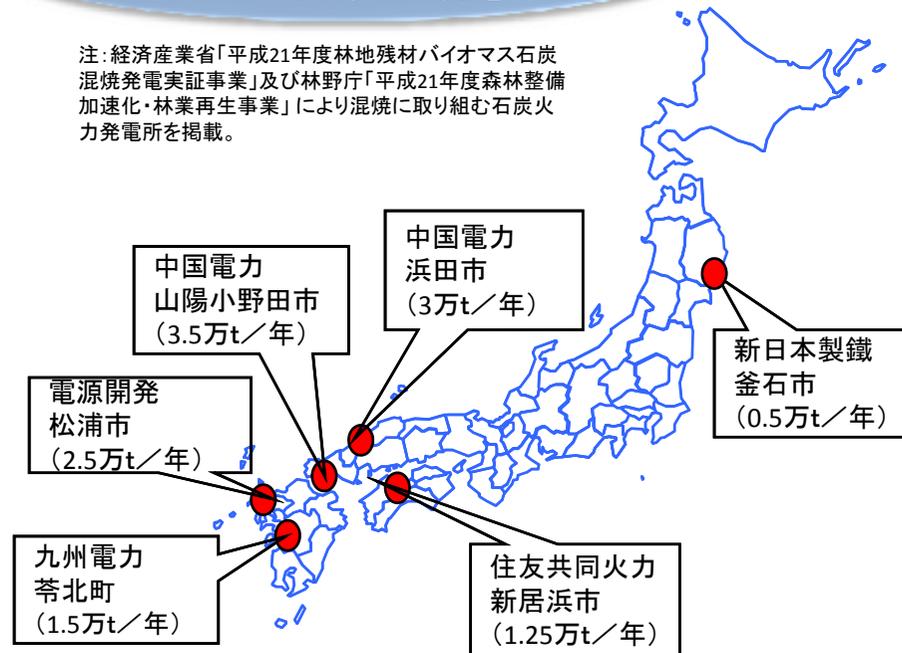
8. (1) 石炭火力発電所での間伐材の混合利用の実証事業の動き

- 木質バイオマスについては、間伐材丸太等由来のものはほとんど発電利用されていなく状況。他方、これまで発電用燃料として用いられていた、建設廃材や製材工場等残材などは、近年需要が増加し、需給が逼迫している状況。
- 林地残材については、年間約2,000万m³発生しているながら、収集・運搬コストがかかることから、これまでほとんど未利用。今後、林地残材を活用する一環として、石炭火力発電所において、石炭との混合利用を行う実証事業を、経済産業省と林野庁の予算を活用し、本年度より開始予定。



間伐材混合利用の実証事業を予定している石炭火力発電所

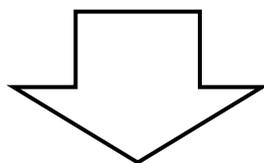
注: 経済産業省「平成21年度林地残材バイオマス石炭混焼発電実証事業」及び林野庁「平成21年度森林整備加速化・林業再生事業」により混焼に取り組む石炭火力発電所を掲載。



8. (2) 石炭火力発電所における木質バイオマスの混合利用について

現 状

現在、電力事業における木質バイオマス利用としては、建設廃材、製材工場残材、輸入バイオマス等が利用されており、間伐材丸太等由来のチップはほとんど利用されていないところ。



近い将来

発電効率が高い既存施設を利用できる石炭火力発電所での、石炭との混合利用が、間伐材の有望なエネルギー利用先として想定。

現在、経済産業省において、再生可能エネルギーの全量買取制度について検討中。

未利用バイオマス発電由来のものを含む電力を、電気事業者が15円または20円/kWhで買い取るなどの「オプション」が提示。

※RPS制度に基づくバイオマス発電由来の電気の平成20年度の加重平均取引価格は8円/kWh
(取引価格についての経済産業省アンケート結果より)

8. (3) 再生可能エネルギーの全量買取制度の動き

経済産業省において、昨年11月、「再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクトチーム」を立ち上げ。

本年3月31日に、再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプション（選択肢）を提示。5月31日まで意見募集中。

上記オプション(及び関連資料)の概要

○買取対象：太陽光、風力、水力、地熱、未利用バイオマスなどを例示

○買取価格(円/kWh)：「原則一律に設定(15~20円程度、価格低減効果が認められるもののみ例外(太陽光発電など))」
或いは、「コスト等を勘案してエネルギー別に設定する」ことなどを例示

○買取期間：10年~20年程度を例示

○今後の検討事項(バイオマス関連抜粋)

● 買取対象

- ・ バイオマスについては、資源の有効利用の観点から製紙向けなどのマテリアル利用を優先するとともに、森林破壊等につながることをないようにすべきであるため、「他の利用目的と競合しないと認められる」バイオマスを燃料として発電された電力に限ることとしてはどうか
- ・ そのためには、農林水産省と協力し、LCAの観点も加味しつつ、「持続可能性についてのトレーサビリティ」が確保されたもののみ買取対象とすることとしてはどうか

今後事務的に検討すべき事項

- ・ 法制的な検討(RPS法等との関係整理等)。
- ・ 未利用バイオマスの範囲の確定(実効性のある未利用バイオマスを識別するためのトレーサビリティ - 制度の整備)
- ・ バイオマス混焼火力発電についての取扱いの検討

IV. 森林・林業基本政策検討委員会の中間とりまとめのポイント(1)

改革の方向

これまでの状況

これまでの森林・林業施策は、森林の造成に主眼が置かれ、持続的な林業経営を構築するためのビジョン、そのために必要な実効性のある施策、体制を造らないまま、間伐等の森林整備に対し広く支援。

この結果、

- 小規模零細な森林所有構造の下、施業集約化や路網整備、機械化の立ち後れによる林業採算性の低下や需要者のニーズに
 応えられない脆弱な木材供給体制
 - 採算性の低下や世代交代による森林所有者の林業経営に対する関心の低下
 - 増加する無関心層の森林が意欲ある者の取組のネックとなる事態の発生
- という悪循環に陥り、ようやく森林資源が充実してきているのに、これを活かす体制や経営が育っておらず、基盤整備も立ち後れ。

こうした状況を真摯に受け止め

森林・林業に関する施策、制度、体制について、

- 森林の多面的機能が持続的に発揮しうる持続的な林業経営を構築するためのビジョン、ルールの確立に向け、法律改正を前提にした実効性ある森林計画制度の改正を行うとともに、
- 実効性の高い施策を効果的に推進しうる体制を構築するため、
 - ・ 国・都道府県・市町村の役割分担を明確にし、地方主権時代にマッチした現場で使い易くシンプルで分かり易い制度への変革
 - ・ それぞれの段階(国、都道府県、市町村、森林所有者)における、各種事業計画等の一元化など計画策定に関する負担の軽減
 - ・ 専門知識を持った現場密着した実行体制の整備

等を措置

上記の視点に基づき見直しを実施

- ① 適切な森林施業が確実に行われる仕組みを整えること
- ② 広範に低コスト作業システムを確立する条件を整えること
- ③ 担い手となる林業事業者や人材を育成すること
- ④ 国産材の安定供給体制づくりと木材利用の拡大をすることを段階的、有機的に推進。

国産材の安定供給体制を構築する条件を整備し、10年後の木材自給率50%以上を目指す。
これを通じて、雇用創出等の山村地域の活性化や低炭素社会の構築にも大きく寄与。

IV. 森林・林業基本政策検討委員会の中間とりまとめのポイント(2)

○ 全体を通じた見直し

【委員会等における意見】

- ・皆伐面積について規制の強化を図るべき。
- ・生物多様性保全などのニーズにも対応すべき。
- ・国が画一的に進める3機能区分は見直すべき。
- ・森林・林業基本計画と全国森林計画は一体化すべき。
- ・伐採量の割りあてなどで地方の計画を縛るのではなく、地域が主体性を持って専門性を活かした森林管理を行う体制を整備することが重要。
- ・市町村森林整備計画は、具体的で分かり易く、実効性のあるものとするべき。



再生に向けた改革の姿(ポイント)

森林計画制度を中心とした制度の見直し

- ・森林計画制度について、森林の生物多様性の保全等新たな国民ニーズにも対応するとともに、国が示す3機能区分を止め、地域主導の機能区分制度を創設
- ・森林・林業基本計画と全国森林計画の一体化
- ・都道府県と共有する計画量(同意協議事項)を国の責務を果たす上で最低限必要な伐採量、造林量などに限定
- ・市町村森林整備計画が森林のマスタープランとなるよう位置づけ

○ 適切な森林施業実行の仕組みの整備

【委員会等における意見】

- ・大面積皆伐や造林未済地の課題がある中で森林計画制度そのものが形骸化。
- ・伐採跡地の放置には、罰則を与えるべき。
- ・生産・収穫に軸足を置いた森林計画制度へ移行すべき。
- ・森林施業計画は、森林所有者等にとって有効なものに見直すべき。
- ・意欲ある森林所有者自らが集約化を目指すことを後押しする必要。
- ・小規模分散的な所有構造がネックであり、施業の集約化が不可欠。
- ・直接支払は、持続的な森林管理等を一定レベル以上で行う事業者等を対象とするべき。



伐採、更新のルールの特化、徹底

- ・無秩序な伐採の防止や伐採後の造林を確保するための制度を導入
- ・国が示す皆伐面積の上限に関する最低基準

間伐等適切な森林施業の確保

- ・間伐等が必要な森林全てをリストアップし所有者に明示
- ・所有者が必要な間伐等を行わない場合に、意欲ある者が施業代行を行いやすくする仕組みを構築
- ・施業の進まない森林に対する公的主体によるセーフティネットを構築

まとまりをもった施業を実施する体制の整備

- ・意欲ある森林所有者等が、最小流域単位(数百ha規模)に面的まとまりを持って、路網・集約化に関する事項も含めた森林管理計画(仮称)制度を創設

施業集約化に努力する者を対象とする助成制度

- ・森林管理計画(仮称)の作成者を対象とし、集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ必要な経費を支払う新たな支援措置を創設

IV. 森林・林業基本政策検討委員会の中間とりまとめのポイント(3)

○ 広範に低コスト作業システムを確立する条件整備

【委員会等における意見】

- ・規格化・安定供給という課題に対応するためにも集約化は必要。
- ・境界確定は所有者の高齢化を考えると焦眉の急。
- ・路網の管理、維持修繕に対して国からの支援を行うべき。



再生に向けた改革の姿(ポイント)

施業集約化の推進や路網整備の加速化等

- ・森林管理計画(仮称)等による施業集約化の推進や境界明確化の加速化
- ・簡易で耐久性のある路網の全国的に共通する規程・技術指針等を作成
- ・路網作設オペレーターの育成と併せ、路網整備を加速化させていくための支援策を創設
- ・路網と機械を組み合わせた作業システムの整備・普及の推進
- ・民・国が連携して森林整備等に取り組む森林共同施業団地の設定の推進

○ 担い手となる林業事業体や人材の育成

【委員会等における意見】

- ・森林組合は、施業の集約化等組合員の森林管理に重点をおくべき。
- ・森林のグランドデザインを描ける人のほか、路網を作設する人や、現場で森林所有者と話をし、合意形成を進める人などが必要。
- ・市町村は林務行政の体制が脆弱で、森林計画制度の適切な執行が困難。
- ・林業事業体(森林組合を含む)に、森林管理・林業経営の専門家を配置すべき。
- ・雇用された現場技能者等が定着できるよう、林業事業体が取組む処遇の改善を支援することが必要。



森林組合改革・林業事業体育成

- ・施業集約化に向けた合意形成、具体のプランづくりを森林組合の第一の業務とすることを明確化
- ・森林整備を計画的かつ効率的に実施していくための森林組合と林業事業体とのイコールフットィングの確保
- ・林業事業体の事業実行能力、社会的信用、人事管理能力などを向上させるための新たな仕組みや手法の構築

フォレスター制度の創設・育成

- ・市町村森林整備計画の作成など市町村の森林・林業行政を支援するため、都道府県や国有林の技術者をフォレスターとして育成、活用

森林施業プランナーの充実

- ・森林管理計画(仮称)の作成、集約化施業を推進するため、森林施業プランナーの増員、能力向上

現場技術者・技能者(路網設計者・路網作設オペレーターなど)

- ・現場の地形、土質等を踏まえて路網設計ができる技術者や路網を作設する路網作設オペレーター、効率的な作業システムにより間伐等を行う技能者などを育成する仕組みを構築
- ・各種人材については、国有林のフィールド等の活用も含め育成

IV. 森林・林業基本政策検討委員会の中間とりまとめのポイント(4)

○ 国産材の安定供給体制づくりと木材利用の拡大

【委員会等における意見】

- ・川下対策が不可欠。需要なき増産は、木材価格の低下を招いてしまう。
- ・川下での必要数量、品質、価格等を明確に山元まで伝える商流、物流の確保が重要。
- ・公共建築物に木材を利用できるよう対策を講じるべき。
- ・設計や大工・建築業者との連携が重要。
- ・見える化などによる国産材利用に係るインセンティブが必要。
- ・エネルギー利用で未利用木質資源に対する流通を構築すべき。



再生に向けた改革の姿(ポイント)

国産材の安定供給体制の整備

- ・施業集約化による効率的な利用間伐の推進、民有林と国有林の連携強化

効率的な加工・流通体制の整備

- ・原木流通の低コスト化・効率化のための中間土場の整備や市売市場のストックヤード機能の活用、需要者側のニーズとマッチングする仕組みの導入等

木材利用の拡大

- ・設計士など人材の育成、公共建築物等木材利用促進法の施行実施、合法木材の普及等木材利用に対する消費者理解の醸成

エネルギー利用など木質バイオマス利用の推進

- ・石炭火力発電所での混合利用や製紙パルプでの国産材利用の拡大

今後議論を深めるべき主な論点(参考メモ)

○ 全体を通じた見直し

- ・ 国と都道府県が共有する計画量の項目、計画量の位置づけ、効率的な調整手法
- ・ 地域森林計画における、計画期間や計画策定期間のあり方
- ・ 地域主導の機能区分の区域設定を行う場合の手続き(森林所有者の同意、市民の意見の反映方法等)

○ 適切な森林施業実行の仕組みの整備

- ・ 国が示す皆伐面積の上限に関する最低基準
- ・ 森林管理計画制度(仮称)
(森林管理計画(仮称)の計画期間を含む)
- ・ 集約化に向けた努力やコスト縮減意欲を引き出しつつ必要な経費を支払う新たな支援措置

○ 広範に低コスト作業システムを確立する条件整備

(路網・作業システム検討委員会で検討)

- ・ 全国的に共通する規程・技術指針の普及
- ・ 路網整備を加速化させるための支援措置

○ 担い手となる林業事業者や人材の育成

(森林組合改革・林業事業者育成検討委員会で検討)

- ・ 組合員の森林に係る集約化の合意形成及び計画づくりに最優先に取り組むための仕組み、ルール(員外利用の厳格化)
- ・ 森林組合と民間事業者とのイコールフットイングの確保の仕組み
- ・ 林業事業者の信頼確保につながる仕組み(登録・評価制度)

(人材育成検討委員会で検討)

- ・ フォレスターが市町村行政を補完し、森林所有者等を指導するための仕組み
- ・ 施業の集約化の促進を図るための森林施業プランナーの増員、能力向上
- ・ 戦略的・体系的に人材を育成するための「人材育成マスタープラン」の作成
- ・ 国有林のフィールド・技術力の活用を含めた人材育成体制の整備

○ 国産材の安定供給体制づくりと木材利用の拡大

(国産材の加工・流通・利用検討委員会で検討)

- ・ 原木流通の低コスト化・効率化のあり方
- ・ 木材利用の拡大方策
- ・ 木材利用に対する消費者の理解の醸成